

平成29年度

災害時に備えた地域における
エネルギー供給拠点の整備補助事業

住民拠点SS整備補助事業用

申請者用手引書

一般社団法人 全国石油協会

平成29年4月

目 次

I. 事業目的及び概要	2
1. 事業内容(要旨)	
2. 予算額	
3. 補助率	
4. 補助対象設備	
5. 補助金交付限度額	
6. 本申請書受付	
7. 申請から補助金交付までの流れ(フロー図)	
II. 申請要件	6
1. 本申請できる申請者	
2. 申請者の要件(補助対象給油所の要件)	
3. 補助対象設備・補助対象経費	
III. 補助金受給後に生じる義務	9
1. 機器の管理と災害発生時の協力	
2. 財産管理	
3. 対象となる財産	
4. 処分制限期間	
5. 財産処分の定義	
6. 処分制限期間中の財産管理の方法	
7. 処分制限期間中の財産処分	
8. 法令順守の義務	
9. その他の注意事項	
IV. 申請の手続き	14
1. 本申請方法(提出書類)	
2. 申請及び発注等に関する注意事項	
V. 補助金の支払手続き	15
1. 実績報告書の提出	
2. 実績報告書の提出書類	
3. 実績報告及び支払等に関する注意事項	
4. 補助金支払請求書の提出	
VI. Q&A	19
巻末「資源エネルギー庁から消費税の表示方法についてのお願い」	20

I. 事業目的及び概要

1. 事業内容(要旨)

◎災害時の石油製品の安定供給体制を構築するため、給油所に発電設備を配備し、災害時に地域の燃料供給拠点としての役割を果たす給油所(以下「住民拠点SS」という。))を運営する揮発油販売業者等に対して、自家発電設備を導入する際の設備購入費用の補助を行い、住民拠点SSの整備を促進することを目的とします。

○住民拠点SSの申請に際しては、業務方法書第2条第5項で定義している以下の4点について厳守いただく必要があります。

①運営するSSの立地する都道府県内で震度5強以上の地震(当該SSの立地地域の震度が5弱以下でも対象となる)、津波、噴火、台風、洪水等の災害が発生した場合又は資源エネルギー庁から要請を受けた場合は、国が整備するシステム等(以下「災害時情報収集システム」という。)により、速やかに被害状況等の報告を行うこと。

また、給油所設備の損傷、従業員の負傷等により事業継続が困難となった場合を除き、地域住民や被災者等に可能な限り給油を継続すること。

②災害時において自家発電設備が正常に稼働するよう、平時から定期点検を行うとともに、年に2度は稼働確認を行うこと。

③資源エネルギー庁の実施する「災害時情報収集システム」の報告訓練へ協力すること。

④資源エネルギー庁が住民拠点SSとして基礎情報(運営会社、給油所名、電話番号、住所等)を平時から公表することに同意すること。

※申請給油所の所有者と運営者が異なり、所有者が補助金受給者となる場合においても、運営者、所有者ともに厳守いただく必要があります。

2. 予算額:9.9億円

3. 補助率:補助対象経費の10/10

○補助対象経費は、本体費用・工事費用(設置工事(土木工事費を含)・電気工事・試運転費用)・消防申請費(納付金に限る)が対象となり、それ以外の消費税等・諸経費等は対象外のため、必ず自己負担が生じます。

○補助金で設置した設備を処分する場合、補助金の返還が必要となります

4. 補助対象設備:自家発電設備

○補助対象設備の条件等や経費については、「P7」に記載してありますのでご確認下さい。

5. 補助金交付限度額:1給油所につき250万円

6. 本申請書受付

「事前申請受理証明書」の交付を受けた方は、下記期間内に「交付申請書」を提出ください。（「事前申請受理証明書」だけでは補助金の交付は受けられません。）

本申請受付期間
平成29年4月17日～平成29年12月28日

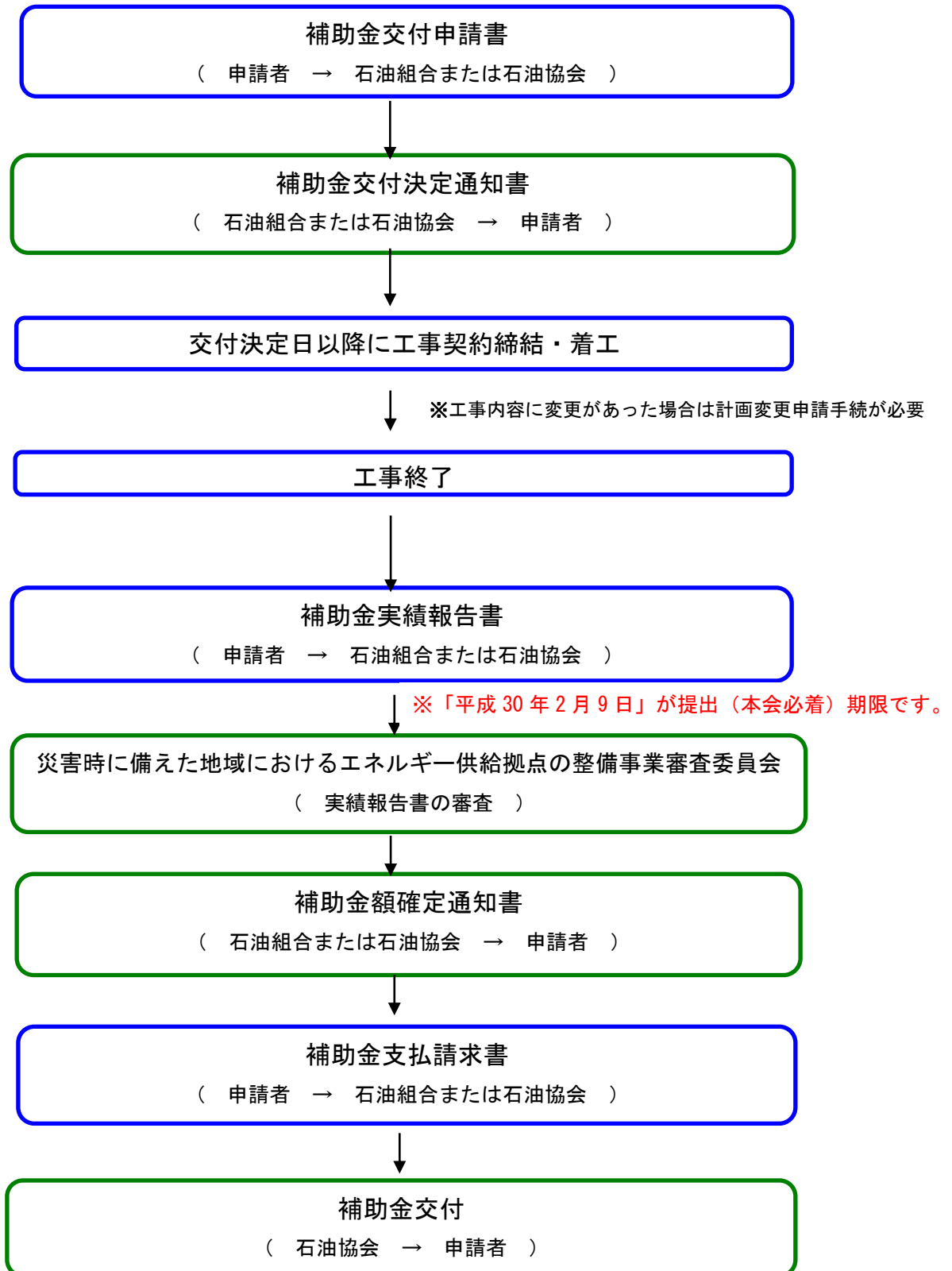
（日付は、本会への到着日です）

○本申請の注意事項

- ①申請書提出後に石油協会から送付する「交付決定通知書」の日付以降に発注・契約する設置設備が対象です。既に設置しているものや「交付決定通知書」の日付より前に発注・契約しているものは対象となりません。
- ②申請者資格は、申請時点の要件だけでなく、補助事業実施期間中においても要件を満たしておく必要があります。万が一、補助事業実施期間中に申請資格要件を満たさなくなった場合は、申請の取消し補助金返還が必要になる可能性がありますのでご注意ください。
※申請者資格要件の補助事業実施期間中の考え方については、「P12(8. 法令順守の義務)」に記載してありますのでご確認ください。
- ③補助金交付前、交付後に関わらず、会社の合併、統合、名称変更、代表者変更等があるときは、必ず石油協会へ報告して下さい。
- ④平成29年度の予算執行から、経済産業省の全ての補助金について、間接補助金等の情報を法人インフォメーション※に原則掲載することとなっております。当事業に係る補助金の交付決定等に関する情報等（交付決定日（採択日）、交付決定先（採択先）、法人番号、交付決定額等）についても、法人インフォメーションに原則掲載されることとなりますので、事前にご承知置きください。
（※）法人インフォメーションとは、法人番号の開始に伴い、政府のIT戦略である「世界最先端IT国家創造宣言」（閣議決定）に基づき運用している情報提供サイトであり、法人が政府より受けた補助金や表彰、許認可等の法人活動情報を掲載しています。
<http://hojin-info.go.jp/hojin/TopPage>

- ⑤補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、「適正化法」という。）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、業務方法書及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることとなります。
- ・ 交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付
 - ・ 適正化法第 29 条から第 32 条までの規程による罰則
 - ・ 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定の不実施
 - ・ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表
- ⑥1給油所につき1回のみの申請です。本申請には事前申請受理証明書が必要になります。
- ⑦本補助金の交付を受けて設置する設備(取得単価50万円以上(消費税抜き))については、「財産管理」を行う必要があります。(取得単価は補助金受給額ではありません。)対象となる設置した設備を処分する場合、補助金の返還が必要です。
- ⑧給油所で改装工事をする場合は、消防法により改装工事の届出が義務付けられていますので、所轄の消防署へ必ず工事方法等を相談しに行ってください。

7. 申請から補助金交付までの流れ(フロー図)



補助金支払請求書の提出から実際に補助金が送金されるまで、概ね1ヶ月程度要します。

Ⅱ. 申請要件

1. 本申請できる申請者

事前申請を行い、「平成29年度分 事前申請受理証明書」の交付を受けた申請者が本申請をすることができます。

「平成29年度分 事前申請受理証明書」を添付して申請して下さい。

2. 申請者の要件(補助対象給油所の要件)

本事業を申請できる者は、揮発油販売業者が運営する住民拠点サービスステーションである給油所に、次ページ「3. 補助対象設備・補助対象経費」の 1. ～3. の補助対象設備を設置しようとする揮発油販売業者(当該揮発油販売業者が運営している給油所の所有者含む)であって、以下の要件に該当する者となります。

○次の法令違反等の事項に該当しない者

- ①申請資格に関する事項(申請資格に関する誓約書をご確認下さい。)
- ②暴力団排除に関する事項(暴力団排除に関する誓約書をご確認下さい。)
- ③上記①②に該当しない者であることに関する役員名簿(国の指定様式による役員等名簿をご確認下さい。)

※様式は協会HP(<http://www.sekiyu.or.jp/index.html>)よりダウンロードして下さい。

○住民拠点SSとして本事業にて補助対象設備を設置するSSの運営者は、災害時に地域の燃料供給拠点としての役割を果たすよう以下の4点の厳守事項を承諾して頂ける者となります。

- ①運営するSSの立地する都道府県内で震度5強以上の地震(当該SSの立地地域の震度が5弱以下でも対象となる)、津波、噴火、台風、洪水等の災害が発生した場合又は資源エネルギー庁から要請を受けた場合は、「災害時情報収集システム」により、速やかに被害状況等の報告を行うこと。
また、給油所設備の損傷、従業員の負傷等により事業継続が困難となった場合を除き、地域住民や被災者等に可能な限り給油を継続すること。
- ②災害時において自家発電設備が正常に稼動するよう、平時から定期点検を行うとともに、年に2度は稼動確認を行うこと。
- ③資源エネルギー庁の実施する「災害時情報収集システム」の報告訓練へ協力すること。
- ④資源エネルギー庁が住民拠点SSとして基礎情報(運営会社、給油所名、電話番号、住所等)を平時から公表することに同意すること。

3. 補助対象設備・補助対象経費

○補助対象設備

補助対象設備	上限額	条件等
1. 自家発電設備	合計で 2,500,000 円 但し、緊急可搬式バッテリー計量機及び緊急用可搬式ポンプのみの場合、 合計で 500,000 円。	・内燃機関発電設備に限る。 ・原則、計量機2基以上が同時に稼働できるものに限る。※1
2. 緊急可搬式バッテリー計量機		・原則、自家発電設備と同時に設置する場合に限る。 ただし、既に要件を満たす自家発電設備がある場合且つ津波ハザードマップ等の対象地域に存する給油所等に設置する場合は単独での申請も可とする。
3. 緊急用可搬式ポンプ (人力で稼働するもの)		

※1 申請給油所に計量機が1基しかない場合は、1基稼働できるものも可。

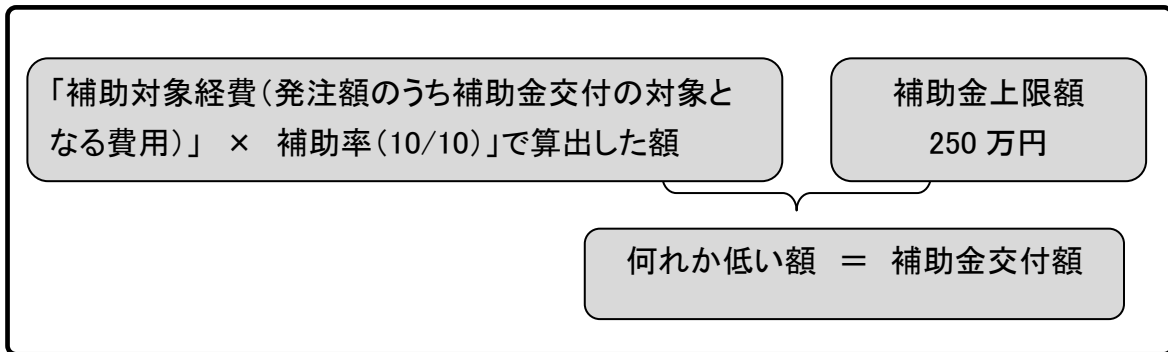
※2 揮発油販売業者が、申請する給油所の所有者と相違する場合は、申請する給油所の運営者と所有者が共同(連名)で申請し、申請する設備の費用負担を行う者(取得後は当該設備の財産管理を行う者)が「補助金受給者」となります。所有者が「補助金受給者」となる場合においても、「義務事項」は運営者に誓約いただく必要があります。

※3 中古品も対象です。

○補助対象経費

補助対象設備	補助対象経費
補助対象設備 1. ~3. の全て	・本体費用 ・工事費用(設置工事(土木工事費を含)・電気工事・試運転費用) ・消防申請費(納付金に限る) ※消費税、諸経費等は補助対象外

○補助金額の算出方法



具体例

- ・事業総額 320 万円(うち補助対象経費 220 万円)
 - ・補助率 10/10
 - ・補助金上限額 250 万円
 - ・補助対象経費の合計額 220 万円
- 補助対象経費 220 万円 × 10/10 = 220 万円

Ⅲ. 補助金受給後に生じる義務

- 管理及び補助金の返還に関する重要なことを記載していますので、以下の点を必ずご確認下さい。

1. 機器の管理と災害発生時の協力

常日頃から自家発電設備の点検及び稼動訓練等を行ない、災害発生時に設備損壊等やむを得ない場合を除き、地域住民や被災者等に給油を継続し、且つ資源エネルギー庁に対し、「災害時情報収集システム」により、速やかに被害状況等の報告を行って下さい。また、災害に備え資源エネルギー庁の実施する「災害時情報収集システム」の報告訓練に協力して下さい。

2. 財産管理

本事業は、設備本体に対して補助金が交付されるため、申請者(補助金受給者)は下記の財産管理を行う義務が生じます。適切・確実な財産管理を行うとともに、実績報告書の提出時には「取得財産等管理明細表(様式地エネ第18号)」を必ず添付して下さい。

3. 対象となる財産

取得価格が単価50万円(消費税抜き)以上の設備

4. 処分制限期間

【新品の場合】

補助対象設備名	処分制限期間
自家発電設備	15年
緊急可搬式バッテリー計量機	8年
緊急用可搬式ポンプ	8年

【中古の場合：国税庁ホームページより】

経過年数	処分制限期間
・上記「新品」の処分制限期間の全てを経過している場合	「新品の処分制限期間×20%」の期間
・上記「新品」の処分制限期間の一部を経過している場合	「(新品の処分制限期間－経過年数)＋(経過年数×20%)」の期間
<p>○算出した年数に1年未満の端数があるときは、端数は切り捨てます。 ○算出した年数が2年に満たない場合は、2年とします。 <計算例> 新品の処分制限期間：15年(経過年数：4年の場合) (15年－4年)＋(4年×20%)＝11.8年→11年(端数切り捨て)</p>	

(注意)

- 「処分制限期間」は、補助事業上の処分制限期間を示しているもので、取得した財産を償却する際の法定耐用年数を示しているものではありません。
- 補助事業に係る経理について、次の通りしておく必要があります。
 - ・補助金以外の経理と明確に区別し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにして下さい。
 - ・当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類(補助金申請手続きに係る全ての書類含む)について、補助事業完了の日の属する会計年度(4月1日～3月31日)の終了後5年間保存して下さい。
 - ・当該証拠書類について、石油協会や国から要求があった時は、いつでも提供・閲覧できるようにして下さい。
- 当該補助金は、所得税法第42条及び法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当します。したがって、当該補助金を補助金の交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良に充てた場合には、所得税法第42条又は法人税法第42条の規定を適用することができます。
- 処分制限期間中に、何らかの理由により補助金を受給した設置設備を処分しなければならない場合、受給した補助金の一部又は全部の返還が必要となりますので、ご注意下さい。
 - ・補助金返納シミュレーション：補助交付額 250 万円の場合・毎月 13,888 円償却】

経過年数	1年目	3年目	6年目	9年目	12年目	15年目
返納金額目安	約 234 万円	約 200 万円	約 150 万円	約 100 万円	約 50 万円	約 0 万円

5. 財産処分の定義

補助事業上の財産の「処分」とは次のものをいいます。

処分方法	処分内容
転用	取得した設備・機器の所有者の変更を伴わない目的外使用
譲渡	取得した設備・機器の所有者の変更
交換	取得した設備・機器と他人の所有する他の財産との交換
貸付け	取得した設備・機器の所有者の変更を伴わない使用者の変更
担保に供する処分	取得した設備・機器に対する抵当権、その他の担保権の設定
取壊し	取得した設備・機器の使用を止め、取り壊すこと
廃棄	取得した設備・機器の使用を止め、廃棄処分すること

6. 処分制限期間中の財産管理の方法

- 「取得財産等管理台帳(様式地エネ第17号)」を作成し、申請者自身で管理する。
- 「取得財産等管理明細表(様式地エネ第18号)」を作成し、毎年度更新する。
- 設備設置後、処分制限期間が終了するまでの間、2年に1回の年度末までに、設置設備に係る「固定資産台帳(固定資産減価償却台帳)等写し」、及び「取得財産等管理明細表(様式地エネ第18号)」を協会に提出する。

7. 処分制限期間中の財産処分

- 処分制限期間中は、取得した設置設備を石油協会の許可なく「処分」することはできません。
- やむを得ず処分しなければならない場合は、事前に石油協会に対し「処分承認手続き」が必要になります。
- 但し、石油協会の処分承認を得て処分する場合でも、国の規定に基づき受給した補助金の一部又は全部の返還が必要です。
- 万一、石油協会の許可なく処分してしまった場合は「交付決定取消し」となり、受給した補助金に国の規定に基づく「加算金」を加えた額を国に返還しなければなりません。

8. 法令順守の義務

申請者資格は、申請時点の要件だけでなく、補助事業実施期間中においても要件を満たしておく必要があります。万一、補助事業実施期間中に申請資格者要件を満たさなくなった場合は、補助金交付前であれば申請の取消し、補助金交付後であれば申請の取消し及び補助金返還が必要になる可能性がありますのでご注意ください。

	申請資格者要件に係る補助事業実施期間(※1)
P6「2. 申請者の要件（補助対象給油所の要件）」について ※申請資格に関する誓約書の事項	申請時～補助金を受給した会計年度が終了するまで

※1 業務方法書第19条第1項第7号及び第8号に基づく。

9. その他の注意事項

発注先が申請者自身である場合(自社調達を行う場合)は、国の定める「補助事業事務処理マニュアル」に基づき、次の通り「利益排除」を行うこととなります。

【補助事業における自社調達を行う場合の利益等排除の考え方】

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など※)をもって補助対象経費に計上します。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

記入例

(様式地工ネ第18号)

取得財産等管理明細表 (平成29年度)

交付承認番号 — — — 号
 住 所
 氏名又は名称 (補助金受給者)
 及び代表者名 印
 電話番号 担当者

区分	イ 脚注2 (イ) の区分記号を記載する		
財産名	自家発電設備	上記区分記号の補助対象設備名を記載する	
規格			
数量	一式	設備の型式番号を記載する	
単価	円	円	円
金額	円	補助金額を記載するのではなく、取得費 (消費税抜き) を記載する 単価と金額は同額を記載する	
取得年月日			
耐用年数	15年	年	年
保管場所	〇〇給油所	減価償却の際の耐用年数ではありません 中古の場合はP10を参照	
補助率	10/10		
備考	設置費込み		

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が方法書第23条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
 2. 財産名の区分は、(イ) 自家発電機、(ロ) 簡易計量機、(ハ) タンクローリー、(ニ) 備品、(ホ) その他とする。
 3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。
 4. 取得年月日は、完成検査済書・完了報告書の発行日を記載する。

IV . 申請の手続き

1. 本申請方法(提出書類)

◎**本申請**:補助金申請をするときは、交付申請書に以下の書類を添付して、石油組合または石油協会に提出して下さい。

(様式書類及び別紙は石油協会ホームページよりダウンロードして下さい。)

- 補助金交付申請書(様式地エネ第1号)
- 事前申請受理証明書
- 申請資格に関する誓約書(審査判定基準様式1)
- 暴力団排除に関する誓約書(審査判定基準様式2)
- 役員等名簿(審査判定基準様式3:国の指定様式)
(個人事業者の場合は、本人を記載して下さい。)
- 商業登記簿謄本等(写:申請時において最新の内容であるもの)
(個人事業者の場合は、直近の「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」の第1表及び第2表写しで税務署が受理したことがわかるもの)
- 取得財産等の管理・処分に関する誓約書(審査判定基準様式4)
- 申請用見積書(原本:2業者以上の競争見積もり:協会様式)
※事業者の選定は、既に提出いただいている事前申請用見積書の内容に関わらず、本申請に際して新たに見積書を作成いただき、2業者以上の競争見積もりの結果、最も低い価格の見積もりを提出した事業者が採択されます。
- 申請する設備の製品仕様書(パンフレット:諸元が判る部分)等
(同等の相違する製品で競争見積もりを行う場合は、各々の製品仕様書(パンフレット)を提出して下さい)
- 申請給油所の最新の日付入り写真
(給油所の全景写真、申請する設備の設置予定場所(保管場所)の写真)
- 申請給油所の現況平面図(計量機、地下タンクの記載があり、発電機設備を設置する場所、配電盤を設置する場所、発電設備の電気配線が記載されていること。)
- 設置予定給油所の「**建物の不動産登記簿謄本等**」(写:申請時において最新の内容であるもの)
※建物不動産登記簿謄本記載の地番と申請施設住所表示が異なる場合には、「公図」写し及び「住宅地図」写し
- 住民拠点サービスステーション事業に関する誓約書
(運営者と所有者が同一の場合は運営者用で)
- 設置予定給油所の運営者と所有者が相違する場合は、次の書類
・当事者間で締結している「申請給油所の賃貸借契約書等写し」
- その他石油協会が必要に応じ要請する書類

2. 申請及び発注等に関する注意事項

- 申請は給油所ごとに行い、申請回数は給油所ごとに1回限りとします。
- 取得した見積業者の中から最も安価な業者に発注してください。
但し、発注先が申請者自身である場合は、国の定める「補助事業事務処理マニュアル」に基づき「利益排除」を行うこととなります。
※利益排除については、「P12」に記載してありますのでご確認ください。
- 申請段階では発注・契約は行わないで下さい。
※審査が終了して補助金の交付を決定した場合は、石油協会より「交付決定通知書」を発行いたしますので、交付決定通知書受理後に発注・契約し、設置工事を開始して下さい。
※交付決定通知書受理前に受発注・契約または設置工事を開始した場合は、補助金のお支払いができなくなりますので十分ご注意ください。
- 本事業は、新たに設置する設備に対して補助金を交付する事業ですので、リースにより導入する場合は対象となりません。
- 交付決定通知書の発行は、申請書審査の後に行いますので、交付決定まで時間を要することがあります。

V . 補助金の支払手続き

1. 実績報告書の提出

全ての設置工事が終了し、設置工事に係る代金の支払いが完了した場合は、次の期間内までに実績報告書を提出いただきます。

○補助事業完了後(工事代金の支払)、原則30日以内に提出

○最終提出期限は、平成30年2月9日(協会到着日)

※ 最終提出期限の期間延長はありません(厳守)。最終提出期限を過ぎた場合、補助金のお支払いができませんので十分ご注意ください。

2. 実績報告書の提出書類

実績報告を行うときは、実績報告書に以下の書類を添付して、石油組合または石油協会に提出して下さい。

(様式書類は石油協会ホームページよりダウンロードして下さい。)

○実績報告書(様式地エネ第10号)

○「受発注書写し」または「契約書写し」

○施工業者が発行した「請求書写し」

○「金融機関振込依頼書(金融機関受付印のあるもの)写し」

**※1. 代金の支払い名義は、必ず申請者と同一名義で振り込んでください。申請者以外
の名義で振り込みますと補助金交付が困難となります。**

※2. 代金の支払いは、金融機関窓口での振込みでお願いします。やむを得ず金融機関窓口以外で代金を支払った場合は次の書類。

- ①FB(ファームバンキング)を利用して振込みを行った場合は、次のいずれかの書類。
 - a. 「振込みの受付書類」及び「振込みの送金結果(振込日以降の日付であるもの)」
 - b. 「振込みの受付書類」及び「通帳表紙と取引部分のページ写し(当座支払いであれば、金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し)」
- ②小切手払いで行った場合は次の書類。
 - c. 「小切手の半券写し」
 - d. 「金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し」。

※3. 現金での支払い及び約束手形払いは不可。(補助金のお支払いができなくなる場合があります。)

- 設置した設備の日付入り写真(給油所の全景写真、設置した設備の写真)
 - ①設置した設備の写真は、工事工程写真(設置前・設置中・設置後等)を提出して下さい。
 - ②設置した設備の型番が確認できる写真
- 消防申請がある場合は次の書類
 - ①「変更許可申請書写し」(消防の受付印があるもの)
 - ②「許可証写し」
 - ③「完成検査申請書写し」(消防の受付印があるもの)
 - ④「完成検査済証写し」
 - ※仮使用承認申請の消防納付金が補助対象経費にある場合は、上記①～④に加えて次の書類
 - ⑤「仮使用承認申請書写し」(消防の受付印があるもの)
 - ⑥「仮使用承認証写し」
 - ⑦消防納付金の領収書の写し
- 消防届出がある場合は、「軽微な変更届出書写し」
- 取得財産等管理明細表(様式地エネ第18号)
- その他石油協会が必要に応じ要請する書類

*** 工事工程写真(設置前・設置中・設置後等)**

工事工程写真は、補助の対象となる工事を確実にしているかどうかを確認するための重要な書類です。

※日付が入っている写真であること。

例】写真（日付は、右下の写り込み若しくは工事看板等に記載し日付が判読可能なもの）

・発電設備設置工事（搬入時）



・悪い例

① 工事看板が小さく日付が判読できない。

② 右下に日付の写り込みがない。

・電気工事



・良い例

① 工事看板が手前にあり日付が判読できる。

② 右下に日付の写り込みがある。

・工事完了



※日付が確認できれば①若しくは②のいずれかで良い。

3. 実績報告及び支払等に関する注意事項

- 石油協会から申請者への補助金の支払いは、実績報告書及び添付書類で申請給油所の要件や代金支払い等の確認を行い、最終的な補助金額をお知らせする「額の確定通知書」を送付します。
- 申請内容と相違する実績内容であった場合、補助対象要件等を満たしていない場合は、補助金の支払いができません。
- 補助金額の確定は、施工業者への支払実績に基づき確定します。
 - ※支払実績に基づく確定となるため、一旦全額を負担する必要があります。
 - ※金融機関への払込み手続において代金支払額から送金手数料を差し引いた場合、値引きの場合は、補助金の額が減額となります。
- 補助事業に係る経理について、次の通りしておく必要があります。
 - ・補助金以外の経理と明確に区別し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにして下さい。
 - ・当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類(補助金申請手続きに係る全ての書類含む)について、補助事業完了の日の属する会計年度(4月1日～3月31日)の終了後5年間保存して下さい。
 - ・当該証拠書類について、石油協会や国から要求があった時は、いつでも提供・閲覧できるようにして下さい。

4. 補助金支払請求書の提出

石油協会より送付された「額の確定通知書」の金額を確認し、補助金支払請求書に必要事項を記載のうえ、石油組合または石油協会に提出して下さい。

(様式書類は石油協会ホームページよりダウンロードして下さい。)

○補助金支払請求書(様式地エネ第13号)

※補助金の支払いは概ね補助金支払請求書が提出された月の翌月末日を目途に送金する見込みです。

※第1回目の補助金の支払いは、平成29年7月下旬(予定)以降となります。

VI . Q&A

Q1.【リース物件】

リース契約により設置する設備も補助対象となりますか？

A1. リース物件は補助対象にはなりません。

本事業は、買取りで設置した場合のみが補助対象です。設備設置後、費用一式を支払い、その後協会から補助金を受給することとなります。

Q2.【中古物件】

中古品を設置する場合、2社以上の見積書はどうすれば良いでしょうか？

A2. 中古品であっても、2社以上の必要です。

しかしながら、同条件の複数見積もりの取得が困難な場合は、インターネット等を活用し、同条件下での価格相場観が確認できる書類を競争見積書の代わりとして提出して下さい。

Q3.【導入発電設備等の変更】

事前申請で予定していた発電設備より発電能力の大きい発電設備を導入したいが、本申請を新しく導入する発電設備で申請してよろしいですか？

A6. 機種・メーカー・販売店を変更することは可能ですので、新しく導入予定の発電設備で申請して下さい。

Q4.【交付決定額の増額】

発電能力の大きい発電設備に変更するので、従来品より価格も高額になります。高額発電設備を導入することにより交付決定額も増額となりますか？

A7. 高額発電設備を導入しても交付決定額は増額いたしません。逆に低額発電設備導入に変更された場合は、交付決定額は減額となります。

資源エネルギー庁から消費税の表示方法についてのお願い

○石油製品店頭価格の消費税表示方法について

消費税は平成26年4月より8%に引き上げられましたが、その表示方法については、消費税法（昭和63年法律第108号）第63条に規定する総額表示義務の特例として、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しないもの等^(※)としています。

しかしながら、サービスステーション（SS）における価格表示が主として走行中の車の中にいる者を対象とするとの特性を有することから、一般消費者の価格誤認や流通の現場での混乱を防ぎ、事務負担を軽減する観点から、**平成33年3月31日までの特例期間においても、SSにおける価格表示については総額表示として下さい。**

◇消費税の表示に関するお問い合わせ先
資源エネルギー庁石油流通課
03-3501-1511（代）

※1 「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号）第10条